

居宅訪問型保育事業（ベビーシッター事業）の届出後の注意事項について

＜届出後の大阪市からの連絡について＞

- ・ 下記メールアドレス及び電話番号より発出します。
- ・ 大切な情報も含まれていますので、必ず確認できるようにご登録をお願いします。
- ・ また、電話での確認を行なうこともありますので、下記の連絡先の番号へのご対応よろしくをお願いします。

大阪市こども青少年局幼保施策部幼保企画課（指導・監査グループ）

電 話 06-6361-0756 FAX 06-6361-0763

（着信の際には下記番号が表示される場合があります。）

06-6361-0766 ・ 06-6361-0767 メール ninkagairenraku@city.osaka.lg.jp

◆ 各種報告の義務について

- 事業内容を変更する場合、事業を休止・廃止する場合の届出の義務（児童福祉法第59条の2第2項）
 - ・ 設置届提出後、事業内容（住所・氏名（施設名））等の変更又は事業の休止・廃止をした場合は、事実発生後1か月以内に、「**認可外保育施設事業内容等変更届**」又は「**認可外保育施設休止・廃止届出書**」の提出が必要となります。
 - ※ **大阪市とマッチングサイトは情報連携しておりませんので、上記、休止・廃止届が提出されなければ、届出された内容（個人事業主としての名前 等）や情報が、本市ホームページや「ここdeサーチ」で掲載され続けることとなりますので、必ず届出をしてください。**
- 運営状況報告の義務（児童福祉法第59条の2の5）
 - ・ 毎年1回以上運営状況の報告を行う義務があります。
 - ※ 報告を求める時期については別途連絡します。（例年4月に行っています）

◆ 立入調査（聞き取り調査）について

児童福祉法上定められた立入調査（聞き取り調査）を受ける必要があります。（児童福祉法第59条第1項）

- ・ 立入調査の日程はメールで通知します。
- ・ 初回の調査は設置届受領後おおむね3か月後に実施し、その後の調査は年1回必ず実施します。

※（児童福祉法第62条第7号）

正当な理由がないのにこれら上記の「報告をしないこと」「虚偽の報告をすること」「立入調査を拒むこと」「忌避すること」「質問に答えない、虚偽の回答をすること」があった場合は処罰の対象となることがあります。